

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 7 日	
栃木県知事 福田 富一 様	
提出者 住 所 栃木県鹿沼市緑町1丁目1番20号 氏 名 川上建設株式会社 代表取締役 川上 恵子 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 2 8 9 - 7 4 - 5 5 1 5	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	川上建設株式会社 鹿沼本店
事業場の所在地	栃木県鹿沼市緑町1丁目1番20号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業・総合工事業 [0611]
②事業の規模	10億円（令和5年度実績）
③従業員数	35人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

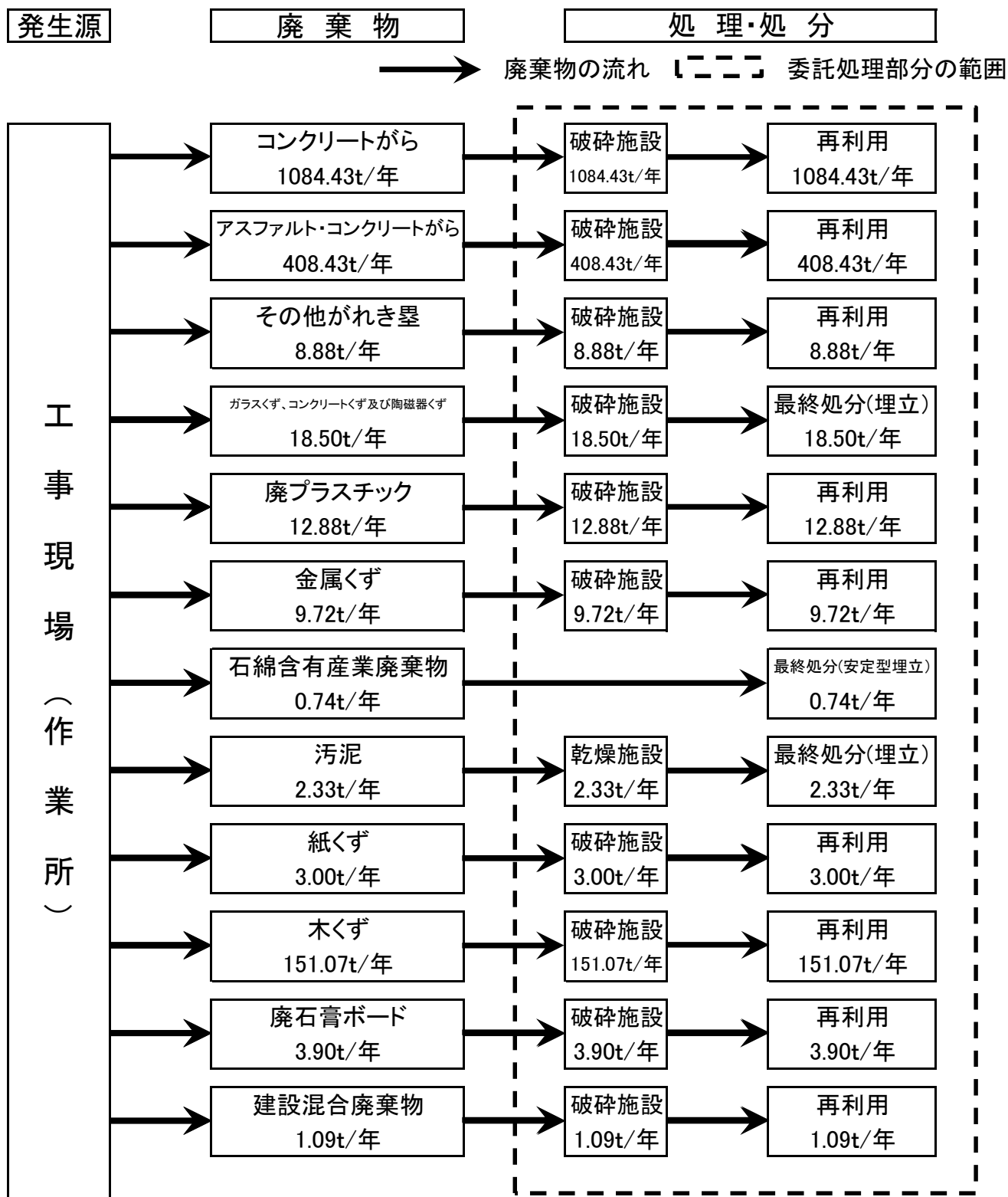
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1



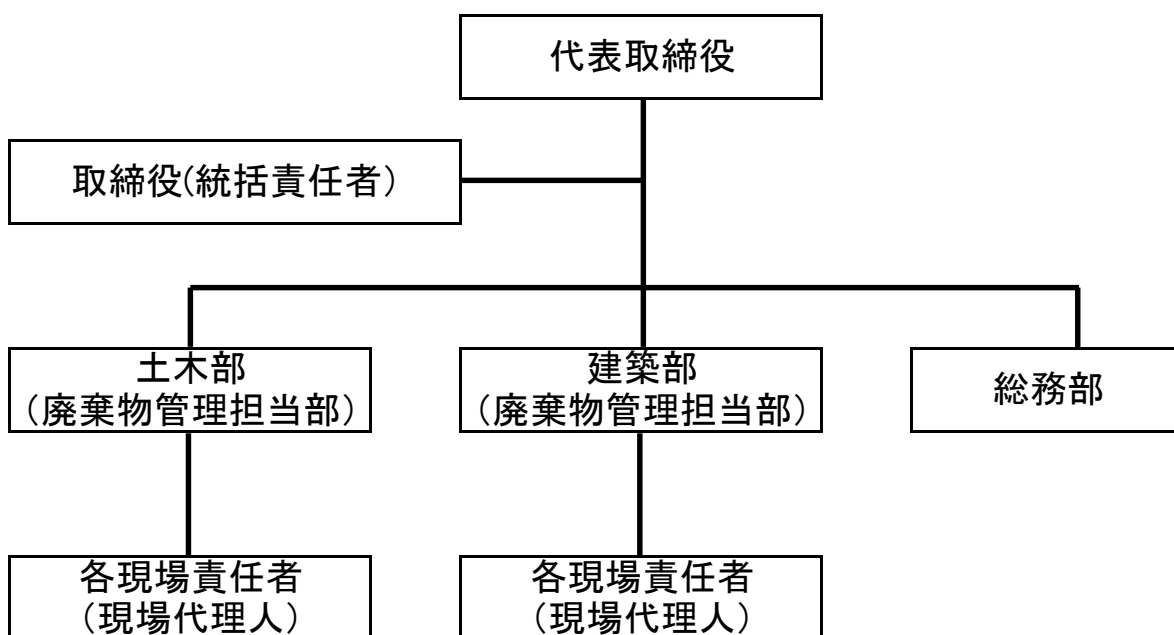
廃棄物処理フロー図(現状)

別紙2

<産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項>

管理体制

統括責任者		取締役
廃棄物担当者		土木部及び建築部 各部門長
役割	廃棄物処理 統括責任者	・廃棄物処理計画の作成
		・廃棄物管理票交付等状況報告書の作成、提出
		・廃棄物処理にかんする各種事項決定、承認
	廃棄物管理 担当部門長	・廃棄物処理の管理状況把握及び改善策の検討
		・処理業者の調査及び選定、管理
		・監督官庁への各種報告事項
		・社員及び関連する協力会社に対する教育
		・その他に係る事項



別紙3

令和5年度実施値及び令和6年度目標値

[illegible][illegible]

〈産業廃棄物の排出の抑制に関する事項〉

	これまで実施した取組	今後実施する予定の取組
コンクリートがら	—	—
アスファルト ・コンクリートがら	—	—
廃プラスチック	—	—
金属くず	—	—
紙くず	—	—
汚泥	—	—
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず	—	—
建設混合廃棄物	—	—
木くず	—	—
廃石膏ボード類	—	—

※発注者の設計に基づき産業廃棄物の適切な処理に努める

〈産業廃棄物の分別に関する事項〉

	これまで実施した取組	今後実施する予定の取組
コンクリートがら	現場の状況により場内で、 分類、集積する	現場の状況により場内で、 分類、集積する
汚泥		
アスファルト ・コンクリートがら		
木くず	専用のコンテナ等による 分別の徹底	専用のコンテナ等による 分別の徹底
金属くず		
紙くず		
廃プラスチック		
建設混合廃棄物		
廃石膏ボード類		
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず		

〈自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項〉

	これまで実施した取組	今後実施する予定の取組
コンクリートがら	—	—
アスファルト ・コンクリートがら	—	—
廃プラスチック	—	—
金属くず	—	—
紙くず	—	—
汚泥	—	—
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず	—	—
建設混合廃棄物	—	—
木くず	—	—
廃石膏ボード類	—	—

※該当なし

〈自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項〉

	これまで実施した取組	今後実施する予定の取組
コンクリートがら	—	—
アスファルト ・コンクリートがら	—	—
廃プラスチック	—	—
金属くず	—	—
紙くず	—	—
汚泥	—	—
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず	—	—
建設混合廃棄物	—	—
木くず	—	—
廃石膏ボード類	—	—

※該当なし

〈自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項〉

	これまで実施した取組	今後実施する予定の取組
コンクリートがら	—	—
アスファルト ・コンクリートがら	—	—
廃プラスチック	—	—
金属くず	—	—
紙くず	—	—
汚泥	—	—
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず	—	—
建設混合廃棄物	—	—
木くず	—	—
廃石膏ボード類	—	—

※該当なし

〈自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項〉

	これまで実施した取組	今後実施する予定の取組
コンクリートがら	・収集運搬及び処分内容に あった適切な契約。 ・産業廃棄物管理票 (マニフェスト)の管理の徹底	・収集運搬及び処分内容に あった適切な契約。 ・産業廃棄物管理票 (マニフェスト)の管理の徹底
アスファルト・ コンクリートがら		
廃プラスチック		
金属くず		
紙くず		
汚泥		
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず		
建設混合廃棄物		
木くず		
廃石膏ボード類		